

**Strategic Japanese-Danish Cooperative Programme on
"Molecular Diabetology"**

The Third Call for Proposals to be submitted

by June 22nd, 2010

I General Description

I-1. New scheme for joint funding of Japanese-Danish research cooperation

Based on the MOU concluded between Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as "JST") and Danish Agency for Science, Technology and Innovation (hereinafter referred to as "DASTI") on January 23, 2008, JST and DASTI have agreed to establish a new scheme for joint funding of Japanese-Danish cooperative research projects within "Life Sciences".

I-2. Aim of programme and research field

The aim of the programme is to strengthen the collaboration between Japan and Denmark within the field of "Life Sciences" to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies.

This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by both JST and DASTI in order to achieve steady growth and sustainability in the long run.

In 2010, JST and DASTI decide to cooperate in "**Molecular Diabetology**".

I-3. Who can apply?

JST and DASTI invite Japanese and Danish researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research area described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application.

On Japanese side, researchers from the private industry may participate in the joint collaboration.

On Danish side, researchers from the private industry may participate in the joint collaboration in accordance with national legislation.

I-4. Financial support

JST and DASTI plan to support cooperative research projects.

JST supports expenses for Japanese researchers, and DASTI supports expenses for Danish researchers.

II. Support by JST/DASTI

JST and DASTI agree to contribute on a balanced basis to the financing of the program.

II-1.1. JST

For fiscal 2010, JST envisages to fund approximately 3 bilateral projects. Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 3 million yen for the first year, 7 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted in each year.

Expenses for equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-1.2. DASTI

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Danish part of a joint Danish-Japanese project over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 700,000 DKR in principle.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3-years (i.e., 36 months) in total, counting from the start date.

II-3. Details of Support

II-3.1 Contract between Applicants and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or public research institute (hereinafter referred to as the "institution"), etc. The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period for JST.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project are handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be

the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.2. Contract between Applicants and DASTI

Support will be implemented to a university or research institute on the conditions that appears from "Vilkår for bevillinger" (General rules for giving grants to research) at present dated december 2009.

II-3.3. Intellectual Property

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Danish institutions. JST and DASTI will strongly advise that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties take place among the concerned parties, in order to ensure good collaboration. If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.4 Funded Expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to 3 years.

For Japanese researchers, funding can be provided for:

- (1) Stipend for a PHD student, stipend or salary for a post-doctoral fellow (i.e. a temporary position for up to 3 years);
- (2) Consumables;
- (3) Small equipment;
- (4) Travel and visiting costs; and
- (5) Joint seminars and workshops;
- (6) Overhead expenses up to 10% of the total amount inclusive of the fund.

For Danish researchers, funding can be provided for:

- (1) Buying release from current position for researchers or technicians;
- (2) Consumables;
- (3) Small equipment;
- (4) Travel and visiting costs;
- (5) Joint seminars and workshops

(6) User charges for facilities;

(7) Overhead expenses, 44% of the total amount on the top of the fund.

All budget items must conform to the national rules relevant for each applicant.

III. Application

The Japanese and Danish applicants shall write a common application that shall be handed in both to JST and DASTI in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, a Japanese version of the application is required.

The application shall include:

- a) Project description, including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Danish researchers will play respectively in the project;
- b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Danish groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other and eventual multidisciplinary approach;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Denmark over the long term;
- f) Description on the added value expected from the transnational cooperation;
- g) Description on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide: and
- h) Description on how the intellectual property and know-how arising from the accomplishment of the joint research projects will be handled.

III -1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in Japanese (J) and English (E):

Form 1 E Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)

Form 2J/E Summary

Form 3J/E Information on research leaders (their CVs*)

Form 4J/E Name list of individuals committed to the cooperative research project in Japan and Denmark

Form 5J/E Description of the cooperative research project including the points stated in from a) to h) above -maximum of 5 pages-

Form 6J/E Plan for the cooperative project

Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side research leader in the past 5 years

Form 8 E Papers and other publications by the Danish-side research leader in the past 5 years

Form 9J/E Budget plan for the project

*The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and Danish research leaders, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1 page A4.

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above 1.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and Danish Applicants

Applicants for the third call for proposals should send the application by closing date of each national call.

Japanese researchers shall submit their applications through online application system "e-Rad" (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) **by 5:00 pm (Japanese Standard Time) on June 22, 2010.**

Danish researcher shall submit their application forms to the following address **by 12:00 pm (Danish Standard Time) on June 22, 2010:**

Danish Agency for Science Technology and Innovation
Bredgade 40 DK-1260 Copenhagen K

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

On the basis of common selection criteria, JST and DASTI will separately examine the proposals according to their own evaluation procedures. Based on the results of the evaluation, JST and DASTI will make a common decision regarding the funding of selected proposals.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

- (1) Scientific quality and innovativeness of the joint research plan;
- (2) Conformity with program aims and designated research fields;
- (3) Added value to be expected from the Japanese-Danish research collaboration;
- (4) Feasibility and appropriateness of the joint research plan;
- (5) Competence and expertise of the Japanese and Danish scientists teams; and
- (6) Balanced cooperation.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants around October 2010.

V. Responsibilities of Research Leaders after Proposals are Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leaders shall promptly submit a progress report on the status of research exchange to both JST and DASTI. The Japanese and Danish institutions with which the research leaders are affiliated shall promptly submit financial reports on supported expenses to JST and DASTI respectively according to the specific national regulations.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit to both JST and DASTI final scientific reports. The reports shall include a general summary compiled jointly by both the Japanese and the Danish research groups. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, copies of such papers must be separately attached to the final report. Final financial reports will be sent independently to JST by Japanese researchers and to DASTI by Danish researchers according to the specific respective national regulations.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Suzuka Endo (Ms.) / Saori Tsuchiya (Ms)
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpdk@jst.go.jp

Danish applicants should contact the following for further information:



**Danish Agency for Science
Technology and Innovation**
Ministry of Science
Technology and Innovation

Mette Balleby, Head of Section
meba@fi.dk

Hanne-Louise Kirkegaard, Special Adviser
hki@fi.dk
Danish Agency for Science Technology and Innovation
Tel. +45-3544-6200 Fax +45-3544-6201

日本－デンマーク(DASTI)研究交流
「分子糖尿病学」
第3回提案募集(提出期限:2010年6月22日午後5時)

I 概要

1. 日デ研究交流の共同支援のための新たな枠組

2008年1月23日に科学技術振興機構(JST)及びデンマーク科学技術革新庁(DASTI)との間で締結された覚書に基づいて、JST及びDASTIは、「ライフサイエンス」分野における両国の研究交流課題に対して共同してファンディングを実施することにしました。

2. 覚書の目的と研究分野

覚書の目的は、革新的な新しい技術につながる世界的な研究成果を目指して、「ライフサイエンス」分野における日デの協力を強化することにあります。本分野は現在目覚ましい発展を遂げており、JST及びDASTI双方によって長期的な成長と持続性を達成するために重要と考えられています。

今回の募集(2010年度)では、JST及びDASTIは「分子糖尿病学」に関する募集を行うことに決定しました。

3. 応募資格

JSTとDASTIは日本とデンマークの研究者に上記のような研究分野における共同研究課題の提案を募集します。応募にあたり、各国における応募要件を満たす必要があります。

日本側は、民間企業の研究者も研究交流に参加することができます。

デンマーク側は、民間企業の研究者も関連法規に従い研究交流に参加することができます。

4. 支援内容

JSTとDASTIは以下の支援を行います。

JSTは日本側研究者に支援を行い、DASTIはデンマーク側研究者に支援を行います。

II JST及びDASTIの支援内容

JST及びDASTIは、本事業に対して公平な費用負担をすることにしています。

1. JST

2010年度において、JSTは3課題程度を採択する予定です。活動の内容に応じて、研究課題に割り当てられる予算は毎年変動することがあります。ただし、3年間(36ヶ月)にわたり日

本側研究者が受け取る金額は、原則として最高で1500万円*となります(例えば、1年目に300万円、2年目に700万円、3年目に500万円という提案も可能です)。本事業における予算上の制約から、毎年金額が調整されることがあります。

研究機材への支出は、原則として1年目のみに認められます。

*間接経費を含む金額。間接経費は、直接経費の最大10%までとします。

2. DASTI

予算は活動内容により異なりますが、原則として、3年(36ヶ月)間の総額で70万デンマーククローネを上限とします。

3. 期間

研究交流開始から正味3年間(36ヶ月)を基本としてご提案下さい。

III 具体的な支援の内容

1. 応募者とJSTとの契約

本事業による支援は、採択された研究課題に対してJSTと大学や公的研究機関等(以後「研究機関等」と言います)との間で締結される契約に基づいて実施されます。JSTは当該契約を毎年度更新する。

契約を含め、本事業にかかわる一切の事務手続きは研究機関等で実施していただくことを前提にしていますので、研究機関等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、契約により産業活力再生特別措置法第19条(日本版バイドール法)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

2. 応募者とDASTIとの契約

2006年11月11日付けの関連法規“Generelle bestemmelser for bevillinger”に従い、研究機関等と契約を締結し、支援を行います。

3. 知的財産権

両国の研究者間で研究交流に係る契約等を締結する必要があるれば、かかる契約は日本側研究機関等とデンマーク側研究機関等との間で締結して下さい。JST及びDASTIは知的財産権に係る適切な合意が関係者間で行われることを強く推奨します。かかる合意は、円滑な研究交流を保証することになります。仮に何らかの合意がなされた場合には、応募書類にその旨記載して下さい。

5. 支援内容

今回の公募に基づいて実施される支援は、研究交流を促進するためのものです。したがって、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な各国における研究活動に向けられることとなります。各研究課題は3年間にわたり、支援を受けることとなります。

日本側研究者は、以下のような支援を受けます。

- (1) 博士課程在籍者に対する謝金、博士研究員に対する謝金又は給与(例えば 3 年間で限度として任期付き研究員等)
- (2) 消耗品
- (3) 小規模な研究用機材
- (4) 旅費
- (5) 共同セミナー及びワークショップ
- (6) 間接経費(直接経費の 10%まで、委託研究費総額に含む)

デンマーク側研究者は、以下のような支援を受けます。

- (1) 研究者あるいは技術者を現在の職務から「借りうける」ための費用
- (2) 消耗品
- (3) 小規模な研究用機材
- (4) 旅費
- (5) 共同セミナー及びワークショップ
- (6) 施設利用料等
- (7) 間接経費(委託研究費総額の 44%、委託研究費総額に含まない)

全ての経費は各国の関連規則に従って支出されなくてはなりません。

III 申請について

日本とデンマークの研究代表者は、申請書をそれぞれJSTとDASTIIに提出して下さい。応募は英語で行って下さい。ただし、日本側研究者については、日本語の申請書の提出も必要です。

応募様式には以下の事項を記載して下さい。

- a) どのように共同研究を遂行するのか。日本側研究者、デンマーク側研究者それぞれの役割分担について
- b) 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- c) 現在の研究活動や日本とデンマークの研究チームの特筆すべき長所

- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待できる付加的な価値
- e) 長期的な日デ研究交流の強化のために期待できること
- f) 提案の共同研究により期待される付加的な価値
- g) 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較
- h) 当該共同研究によって生ずる知的財産権やノウハウがどのように扱われるかについての記述

1. 申請書類

日本側の提案者には、以下の申請様式を用意しています。日本語版はJ、英語版はEと表記してあります。

Form-1 E 申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)

Form-2J/E 要約

Form-3J/E 研究代表者情報(経歴(※))

Form-4J/E 日本及びデンマークの研究交流者一覧

Form-5J/E 研究交流の概要－5ページ以内－

Form-6J/E 研究交流計画

Form-7 E 日本側代表研究者の最近5年間の論文他

Form-8 E デンマーク側研究者の最近5年間の論文他

Form-9J/E 年度毎の経費計画

(※)日本とデンマーク両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会を含めてください。なお、A4版の1ページ以内でお願いします。

2. 申請書類への記入

上記の申請書類すべてについて必要事項を記入して下さい。

3. 研究者の応募書類の提出

今回の公募に対する応募書類は、以下の締切日までにそれぞれの国の締切時間までに応募して下さい。

日本側研究者は、2010年6月22日午後5時(日本時間)までにe-Rad(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)から応募を行って下さい。

デンマーク側研究者は、2010年6月22日正午(デンマーク時間)までに、以下の住所まで応募書類を送付して下さい。

Danish Agency for Science Technology and Innovation

IV 申請書の評価

1. 評価手順

共通の選定基準に基づいて、JSTとDASTIIはそれぞれの評価手順に従って別々に提案書
を評価します。かかる評価結果をもとに、JSTとDASTIIは支援する課題を共同して決定しま
す。

2. 評価基準

以下の評価基準を適用します。

- (1) 当該研究交流計画の科学的な質及び革新性
- (2) 本事業の目的及び研究領域との適合性
- (3) 日デ研究交流から期待される付加的な価値
- (4) 当該研究交流計画の実効性と適切性
- (5) 日デ研究チームの競争力及び専門性
- (6) 日デ両国における均衡のとれた協力

3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2010年10月頃に応募者に通知する予定です。

V. 提案採択後の研究代表者の責務

申請が採択された後、研究代表者は以下に従ってください。

1. 年度報告

会計年度終了時に、進捗報告書をJST及びDASTIIに提出して下さい。また、会計報告書を
各国のルールに従い、JST及びDASTIIに提出して下さい。

7.2. 完了報告

研究交流期間終了時に、完了報告書をJST及びDASTIIに提出して下さい。完了報告書は日
本及びデンマーク側研究者で作成し、概要(A4 6ページ以内)を含めてください。研究交流の
結果を学術誌や学会等で発表する場合には、発表内容の写しを完了報告書に添付して下さ
い。また、会計報告書を各国のルールに従い、JST及びDASTIIに提出して下さい。

VI. 日本側応募者への補足事項

別添1及び別添2をご参照下さい。

(別添1)

(1) システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。

システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受付けます。

戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。
なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

(なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています)

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせ および提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力 推進事業 事業実施担当 遠藤・土屋	03-5214-7375 (直通) 03-5214-7379 (FAX)
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30 ~ 午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始 (12月29日～ 1月3日) を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、

以下のように配分機関にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。

以下のような項目については、国際科学技術部事業実施担当にてお問い合わせ
いただくようお願いします。

- ・予算額・経費には何を入力すればいいのか
- ・公募締切後だが応募したい
- ・配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか
- ・継続課題で必須入力となっている課題IDが分からない
- ・配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい
- ・応募したいが何をすればいいか教えてほしい
- ・応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か
- ・応募したいがどの種目に該当するのか
- ・審査結果はいつ分かるのか
- ・任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか
- ・採択後の事務作業は大変なのか
- ・受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・公募期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・応募・受入状況の入力欄に登録すべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、**Research and Development**（科学技術のための研究開発）の頭文字に、**Electronic**（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト

(<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Radシステムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radシステムの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者が所属する研究機関は、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参加する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を

行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

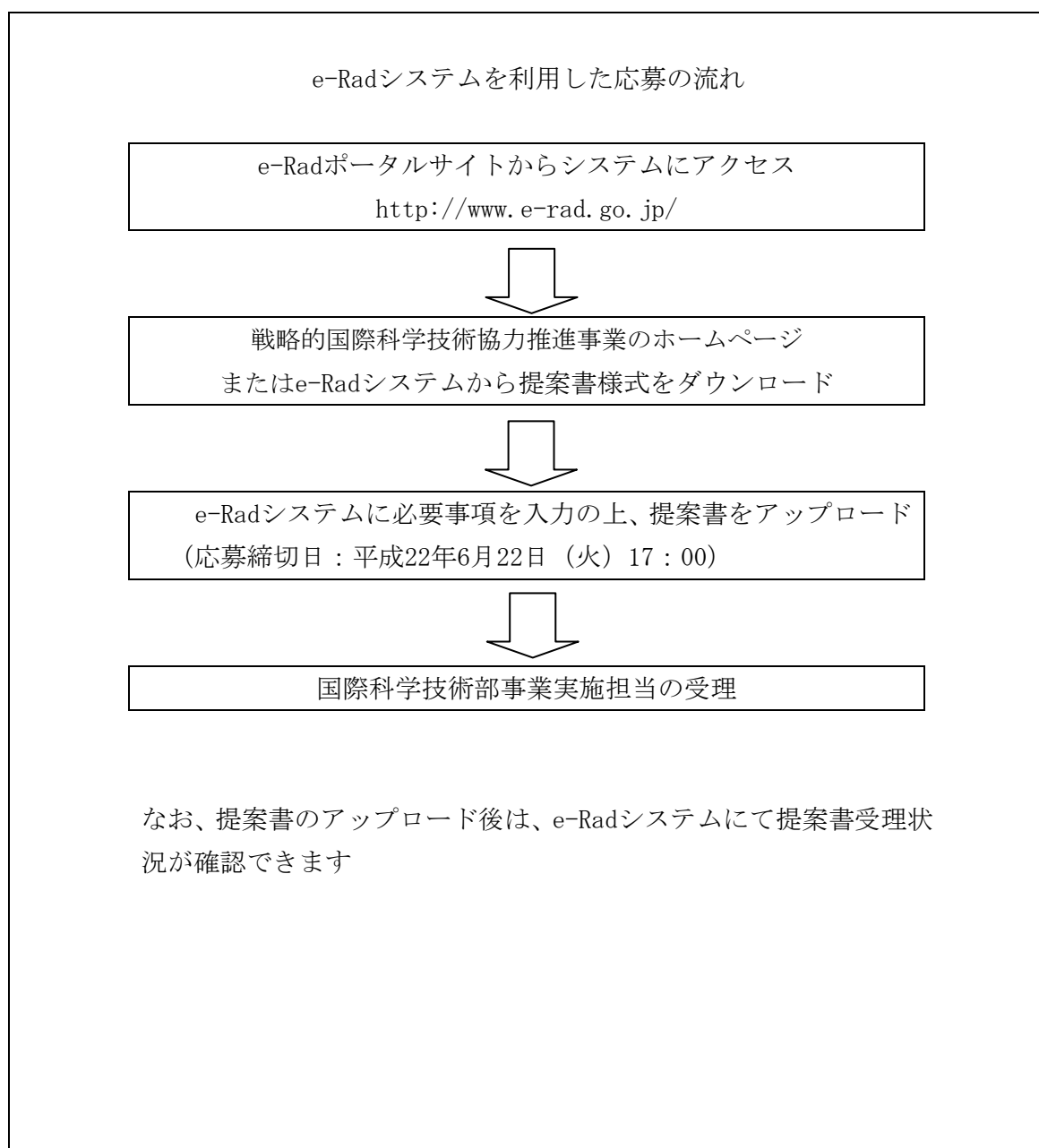
⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・

独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用

(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む) する他、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

(3) e-Radシステムを利用した応募の流れ



(4) 提案書類の注意事項

ポータル サイト	http://www.e-rad.go.jp/												
提出締切	平成22年6月22日（火）17：00												
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムの利用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムを利用の上、提出してください。 e-Radシステムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ・ 応募書類様式のダウンロード <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。 ・ ファイル種別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ○ Word 2000以降 ○ 一太郎 Ver. 12以降 ○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降 ・ 画像ファイル形式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。 ・ ファイル容量 <ul style="list-style-type: none"> ・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5 Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1 Mbyte</td> </tr> </tbody> </table> ・ 提案書アップロード <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性があります。 	ファイル	最大サイズ	公募	3 Mbyte	交付・委託契約手続き	1 Mbyte	成果概要	3 Mbyte	成果報告書	5 Mbyte	実績・完了報告書	1 Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3 Mbyte												
交付・委託契約手続き	1 Mbyte												
成果概要	3 Mbyte												
成果報告書	5 Mbyte												
実績・完了報告書	1 Mbyte												

<p>・提案書アップロード後の修正</p>	<p>りますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。</p> <p><所属研究機関を経由する場合></p> <p>研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p><所属研究機関を経由しない場合></p> <p>研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部事業実施担当へ修正したい旨を連絡してください。</p>
<p>・受付状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。 ・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。
<p>・その他</p>	<p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Radポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p>

(別添2)

I. 日本側応募者の責務

I-1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません）

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。（なお、JST は、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。）

ただし、平成21年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「実施状況報告書は〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を同封してください。

また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご注意ください。

I-2. 採択された課題に関する情報の取り扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

I-3. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等*

文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分

等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

I-4. 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

II. 日本側研究者への注意事項

II-1. 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】

「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

（抜粋）

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」（同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（平成20年1月）」より抜粋）

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

II-2. 生命倫理および安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】

「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

II-3. 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

II-4. 人権および利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

II-5. 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

II-6. 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

II-7. 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。